

## 佐賀市交通局車体全面広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市交通局の乗合車両（以下「車両」という。）に掲載する全面広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 車両に掲載する広告は、当該広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の事業の適正な運営及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するものとするため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(掲載しない広告)

第3条 車両に掲載しない広告は、その内容が前条に規定する基本原則に反するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 風俗営業に類するもの
- (3) 商品先物取引及び「貸金業法」（平成21年法律第58号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (4) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (5) 著しく景観を損なう恐れのあるもの
- (6) 法令等で規制されているもの
- (7) その他車両に掲載することが不相当と管理者が認めるもの

(デザイン上の禁止事項)

第4条 車両に掲載する広告は、道路運送車両の保安基準に違反しないもので、その広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

- (1) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用したもの
- (2) 地色に黒色、金銀色を使用したもの
- (3) 前面ガラス、前扉ガラス及び運転席側面ガラスにデザインしたもの
- (4) 側面及び後面ガラスの総面積の2割以上にデザインしたもの
- (5) 側面及び後面ガラスに車内から透視できない材料を使用したもの
- (6) 車体の排気口、スピーカー口及び方向指示器をふさぐデザインとなっているもの

(掲載の承認)

第5条 広告主は、掲載しようとする広告デザイン案をあらかじめ管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(佐賀市交通局広告審査委員会)

第6条 車両への広告掲載を適正に実施するため、佐賀市交通局広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、局長、副局長、総務課長、業務課長で構成し、委員長は局長とする。
- 3 委員会は、次の各号について審査する。
  - (1) この基準及び契約に関すること。
  - (2) 広告主及び広告内容に関すること。
  - (3) 前2号に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月2日から施行する。